

『21世紀の協同組合に関するICAの声明』を読み直す

白石 正彦（東京農業大学・名誉教授）

○ 第2回 「協同組合の価値」と7原則の位置づけについて

今回は「協同組合の価値」と7原則の位置づけについて明らかにします。まず「協同組合の価値」には、協同組合が大切にすべきことを明示しています。（下線は筆者）

「協同組合の価値」

「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的価値を信条とする。」

前段には協同組合の基本的価値が盛り込まれています。最初の「自助」は、人はすべて自分の運命を切り開くよう努力する必要がある、最後の「連帯」は、団結した協同組合運動を地域、全国、国際レベルでつくりだす必要がある、”自助と互助（連帯）”の結びつきの大切さを意味しています。「自己責任」は組合員が自分たちの協同組合の持続的活力に対する責任を負うこと、「平等」は協同組合の基礎的単位は組合員（人間）であること、「公正」は参加（事業利用など）に対して組合員が公平に扱われることを意味しています。

後段には組合員の信条とする倫理的価値が盛り込まれています。最初の「正直」は、特にロッチデール先駆者組合の正直な計量、高品質、公正な価格にこだわった取り組み等を意味し、「公開」は、組合員、一般の人々、政府に対して自分たちの活動に関する情報を定期的に公開する公共性をもった組織であること、「社会的責任」は、協同組合が地域社会に開かれ、1人ひとりの自助を手助けする関わりを意味しています。さらに「他者への配慮」は地域社会に対する貢献や、発展途上国の協同組合の成長のための支援等を意味しています。

価値に続く7つの原則の位置づけについては、「協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である」と明示しています。7原則のうち前半の3原則（自主的で開かれた組合員制、組合員による民主的な管理、組合員の組合財政への参加）は協同組合の内的活動に適用される必要があります、後半の4原則（自主・自立、教育・研修・広報、協同組合間の協同、^{コミュニティ}地域社会への係わり）は協同組合の内的活動と外の世界との関係に適用される必要があります。